

育む  
つながる 花咲く 岩倉

50  
Anniversary  
岩倉市制 50 周年



# いわくら名産品開発事業 募集要領



岩倉の名産品(お土産)と言ったら・・・

誰もが「これだ！」と言える名産品を開発したい

## ■ いわくら名産品開発事業とは

市制 50 周年記念事業として、岩倉らしさを市内外に PR することのできる名産品(お土産)を開発するため、事業所の皆様の支援を行います。

市で定めた名産品の要件を満たした品を、エントリー方式で10品目(10事業所)程度選定します。選定された事業所は開発費の補助や市で契約した専門家からアドバイスを受けることができます。

また、開発した名産品は市制50周年記念式典で発表するとともに、パンフレットの作成により市でも積極的に PR していきます。

岩倉市制 50 周年記念事業  
岩倉市

## 目的

このプロジェクトは、市制 50 周年記念事業の一つとして、桜まつり等で岩倉市を訪れた際にその場での消費に留まらず、お土産として持ち帰ったり、取り寄せたりすることでできる、また、市民にとっては、手土産にもなるような岩倉市を市内外にPRし、シビックプライドにつながる名産品(お土産)を開発することを目的とします。

### 【岩倉市制50周年記念事業基本方針】

#### <基本理念>

市制50周年という大きな節目を市民全体でお祝いし、本市の礎を築いてきた先人たちのたゆまぬ努力、その功績を見つめ直し、あらためてこのまちを愛し、誇りに思う機会とします。そして、その思いを未来のいわくらを築いていく次世代につなげていくものとします。

#### <基本方針>

##### (1) シビックプライドの醸成

市制施行から半世紀という節目を契機として、これまでの「いわくら」の歴史を市民とともに振り返り、シビックプライド(市民の誇り・まちへの愛着)の醸成を図るとともに、新たなシビックプライドへとつながる取組を行う。

##### (2) 次世代につながる未来志向の取組

将来を担う子どもたちにとって、良き思い出として深く心に残り、輝く未来に夢を膨らませ、次の50年につながる新しい一歩となる取組を行う。

##### (3) シティプロモーションの推進

岩倉市の認知度や存在感がこれまで以上に高まるよう、本市の特徴を活かした記念事業の実施を通して、全市を挙げて市内外への情報発信の強化に向けた取組を行う。

## 《事業概要》

### いわくら名産品開発事業とは

市制50周年を盛り上げ、岩倉市を訪れた人がお土産として購入したくなるような新しい名産品の開発を支援することで、岩倉を市内外にPRします。

### 名産品の要件

以下のいずれかの要件を満たし、岩倉市の特徴を表現し、より多くの人に岩倉市を知ってもらえるもの

- ① 岩倉市内で生産された農畜産物や原料を使用したもの  
(例:名古屋コーチン、カリフラワー、ちっちゃイ菜 etc)
- ② 岩倉市に歴史的背景・ゆかりのあるもの  
(例:五条川、桜、山内一豊、鯉のぼり、い〜わくん etc)

※他にも市民アンケートの結果を市ホームページで公開していますので参考にしてください。

### 名産品の選定について

エントリーシートによるエントリー方式で10品目(10事業所)程度を選定します。

1事業所につき1品目のエントリーとし、同一の事業所が複数の品目でエントリーすることはできません。

## 《応募方法について》

いわくら名産品開発事業に応募する際は、以下の点に留意いただき必要書類を提出してください。

### 募集期間

- ◆ 令和2年12月1日(火)～令和3年3月1日(月)まで

### 対象事業所

- ◆ 以下の要件を満たす事業所を対象とします。
  - ・ 市内外問わず、申請日時時点で事業を営んでいる事業所
  - ・ 単独の事業所及び複数の事業所、又は複数の事業所で構成する組合等
  - ・ 選定された名産品を令和3年10月末までに完成させ、令和3年度中に販売を開始することのできる事業所
  - ・ 岩倉市暴力団排除条例(平成24年6月28日条例第22号)の規定に該当しない事業所

### 対象とならない商品

- ◆ 以下の事業は対象となりません。
  - ・ 既存の商品の改良等なしでそのまま販売する商品
  - ・ 政治、宗教、思想活動等を目的とする商品
  - ・ 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのある商品
  - ・ 法令に違反する商品

### 提出書類

- ◆ いわくら名産品開発事業エントリーシート(様式1)  
※市のホームページからもダウンロードできます。

### 審査方法

- ◆ 市が設置する市制 50 周年記念事業審査会において、書類審査により、次に示す審査基準に従い審査します。

### 審査基準

- ◆ 以下の項目を審査基準とします。
  - (1) 市民や岩倉市を訪れた人が購入したいと思える魅力的な商品か
  - (2) 商品の独創性はあるか
  - (3) 岩倉市の特徴を表現し、多くの人に岩倉市を知ってもらえる商品か
  - (4) 持ち帰り・取り寄せ等は可能か

### 審査結果

- ◆ 審査結果は書面にて事業所にお知らせします。
- ◆ 審査結果は市ホームページで公開します。

## 事業所説明会

募集にあたっては、事業所向けの説明会を次のとおり行います。

日程等

① 日程 令和2年12月2日(水) 14時から

場所 岩倉市役所7階 大会議室

② 日程 令和2年12月7日(月) 19時から

場所 岩倉市役所7階 大会議室

※所要時間は、30分程度。全体説明後、個別に相談を受け付けます。

## 《名産品開発支援について》

選定された名産品の開発について以下のとおり支援を行います。

### 開発費支援

以下の対象経費について、4分の3以内かつ20万円までの補助を行います。

なお、既存品の改良の場合は、15万円を上限とします。

補助金の申請は、令和3年度4月以降、いわくら名産品開発事業補助金交付申請書により行い、実績報告時に対象経費の領収書を添付して提出していただきます。

費目	経費の種類
原材料費	商品に直接使用する主要原料、主要材料等の購入費 新商品開発に直接要する賄材料費(食材等の調達費)
備品購入費	新商品開発に要する機材等の購入費
需用費	パンフレットやポスター、のぼりなどの製作費 事業に必要な文献・資料購入費 事業に必要な消耗品費・燃料費
役務費	商標登録・特許等の出願・登録費用 原材料から商品への加工賃 品質検査費
その他の経費	ホームページ開設又は改修費 その他市長が必要と認める経費

### 専門家からのアドバイス

名産品開発に関して、市が派遣する専門家等からアドバイスを受けられます。

事業所から専門家に直接マーケティングや商品のネーミング、パッケージデザイン等の相談をしてもらうことで開発する名産品の魅力をより高めることが可能となります。

## 名産品の PR 等販売促進支援

開発した名産品は市制50周年記念式典で発表するとともに、市の名産品PRパンフレット等の作成、市ホームページへの掲載など積極的に周知します。また、名産品については、ふるさと納税の返礼品への登録の他、販路開拓支援等について検討します。

### 《事業スケジュール》

(1)いわくら名産品開発事業募集開始	令和2年12月1日(火)
(2)事業所説明会	令和2年12月2日(水) 14時～ 令和2年12月7日(月) 19時～
(3)いわくら名産品開発事業応募締め切り	令和3年3月1日(月)
(4)市制 50 周年記念事業審査会による 名産品選定	令和3年3月中
(5)名産品選定結果の通知と公表	令和3年3月中
(6)各選定事業所による名産品開発	令和3年4月～10月
(7)市による名産品 PR パンフレット作成	令和3年 10 月～11 月
(8)市制 50 周年記念式典での名産品発表	令和3年 12 月1日(水)
(9)その他(既存商品の名産品認定)	令和3年5月～9月

### 応募・問合せ先

◆ 総務部秘書企画課企画政策グループ(市役所 5 階)

(T E L) 0587-38-5805

(E-mail) [hishokikaku@city.iwakura.lg.jp](mailto:hishokikaku@city.iwakura.lg.jp)

(H P) <https://www.city.iwakura.aichi.jp/>

トップページ>市政情報>市制50周年記念>いわくら名産品(お土産)開発事業

- ◆ いわくら名産品開発事業エントリーシート(様式1)は、市のホームページからもダウンロードできます。

※エントリーシートは、必要な範囲内において公開する場合がありますので、あらかじめご承知おきください。

# いわくら名産品開発事業 Q&A

**Q いわくら名産品開発事業は今回限りの事業ですか？**

A 市制 50 周年記念事業としての実施は今回限りです。  
今後は、事業への応募状況や実施結果を踏まえ、検討します。

**Q 岩倉市内で生産された農畜産物を使うために市で農家を紹介してもらえますか？**

A 市の認定農業者等の紹介が可能です。市内ではトマト、イチゴ、カリフラワー、お米、ミツバ、を生産している農家さんが認定されています。また、名古屋コーチンや名古屋コーチン卵を生産している事業者を紹介することも可能です。

**Q 名産品の要件の歴史的背景・ゆかりは商品名に市の名前を入れれば OK ですか？**

A 市や桜等の名称だけ入っているものは要件を満たしているとみなされません。  
名称に併せて鯉のぼりやい〜わくんの形をしている、桜等が原材料に含まれる等で名称以外の項目で表現する必要があります。

**Q 名産品の要件は複数満たしている方が選定される上で有利になりますか？**

A 審査基準に「岩倉市の特徴を表現し、多くの人に岩倉市を知ってもらえる商品か」という項目があるため、複数の要件を満たしていることにより岩倉市の特徴を表現できれば選定される上で有利になります。

**Q 対象事業所であれば市外で生産した商品であっても対象となりますか？**

A 開発主体が対象事業所であれば生産する場所は市外でも問題ありません。

**Q 既存商品の改良はどの程度の改良から対象となりますか？**

A 原材料、商品のネーミング、パッケージの変更は必須です。  
既存商品に岩倉市の特徴を表現したラインナップを追加するのは対象となりますが事前にご相談ください。

**Q エントリーした場合、審査結果や内容はどこまで公表されますか？**

A エントリーした事業所名、商品名(仮)、商品のジャンル、審査結果を公表します。

**Q 補助金はいつ受け取ることができますか？**

A 名産品の開発が完了し、補助金額の確定後にいわくら名産品開発事業補助金交付申請書を提出していただき、提出後1か月以内に指定の口座にお振込みします。

**Q 販売促進支援は継続して支援してもらえますか？**

A ふるさと納税返礼品への追加、市ホームページへの掲載は継続して支援します。  
その他の販売促進支援については今後検討します。

**Q これまでに自社努力で開発してきた要件にあたるものは支援してもらえませんか？**

A 本事業と併せて既存商品の認定を行い、認定された商品は名産品パンフレットに掲載するとともに、ホームページに掲載します。

**Q 10品目に選定された後にエントリーシートの内容から変更は可能ですか？**

A 市が派遣する専門家からのアドバイスを受けての変更は可能です。  
ただし、必ず市に事前相談をお願いします。

**Q 専門家からのアドバイスは何回受け取ることができますか？**

A 名産品の開発期間中(令和3年4月～令和3年10月)までの間でしたら何回でも可能です。